

背景・必要性

- 令和7年1月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。
 - 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。
- ⇒ 強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要。



埼玉県八潮市の事故現場（令和7年1月31日）

法律の概要

1. 安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

① 確実な老朽化状況の把握【下水道法】

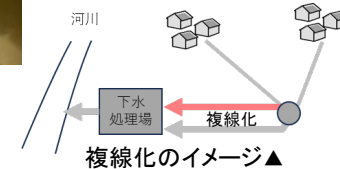
- 老朽化に伴う管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する診断の基準を法制化
- 下水道管理者は診断結果等の維持管理の状況を公表 ※併せて、政令等で定める点検の頻度・方法の基準を見直し



◀ドローンを活用した点検・診断のイメージ

② 下水道の戦略的な再構築【下水道法】

- 下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性（複線化等）を考慮すべきことを原則化
- 下水道管理者は施設の計画的な改築を実施、収支見通しを公表



③ 道路管理者との連携強化【下水道法】【道路法】

- 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置づけ

▼路面下空洞調査の実施例



（空洞探査車による調査）



（貫入試験による調査）

2. 道路地下空間の安全性確保

① 道路占有者と道路管理者の連携強化【道路法】

- 道路占有者と道路管理者との間で「占有物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占有物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設 ※道路占有者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（下水道管理者等）

② 占有許可制度の見直し【道路法】

- 占有許可申請書の記載事項に占有物件の維持管理に関する事項を追加
- 道路の地下に埋設する占有物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

3. 下水道マネジメントを支える基盤の強化

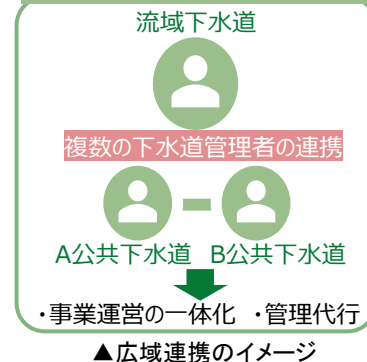
① 下水道の基盤強化・広域連携の推進【下水道法】

- 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
- （本来は市町村が管理する）公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化

② 下水道区域の見直し【下水道法】

- 人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定の整備

【都道府県】広域連携推進計画



下水道の確実な老朽化状況の把握

＜診断に関する基準の法制化、維持管理状況の公表＞

改正の背景・必要性

- 今後急速に管路の老朽化が進行
 - 埼玉県八潮市の道路陥没事故では、亡くなった方1名の他、約120万人の下水道使用の自粛など、地域住民に重大な影響が発生
- ⇒ 安全性の確保を最優先とする**維持修繕基準の強化**が必要

改正概要

① 新設 管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する基準（診断基準）を法制化

＜診断基準のイメージ（政省令等）＞

健全度区分		状態（鉄筋コンクリート管の例）	対策（例）
IV	緊急措置段階	 鉄筋が広範囲に露出	緊急に改築を実施
	早期措置段階	 骨材が広範囲に露出	改築に向け設計に着手
II	要監視段階	表面が荒れている状態	応急措置（修繕）を実施の上、改築時期を検討
I	健全	異状無し	引き続き定期的に点検
診断保留		十分な点検ができない等、明確な診断が難しい状態	明確な診断を行えるような様々な点検方法を試みるとともに、巡視や地盤改良等の安全確保措置を実施

* 鉄筋コンクリート管に加え、シールド管など構造に応じた診断基準を明確化

② 併せて、重要管路※1の点検基準を強化〔政省令等〕

《現状》			《強化後のイメージ》		
区分	頻度	方法	区分	頻度	方法
化学的弱点箇所 ※2	5年に1回以上	人やTVカメラ等による点検	化学・力学・地盤的弱点が重なる箇所 ※2	3年に1回以上	人やTVカメラ等による点検 ＋ 管厚測定等の定量点検
上記以外	リスク等を踏まえ頻度を設定		硫化水素濃度が著しく高い箇所		
			化学的弱点箇所	5年に1回以上	
			力学的弱点箇所		
			地盤的弱点箇所		
		上記以外	10年に1回以上		

* 健全度Ⅲと診断された箇所は、空洞調査を実施するとともに、点検頻度をさらに高頻度化（例：3年に1回→1年に1回）

※1 重要管路：大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路

※2 化学的弱点箇所：硫化水素による腐食のおそれ大きい箇所
力学的弱点箇所：マンホールと管路の接続部
地盤的弱点箇所：地下水位が高く、地盤が弱い箇所

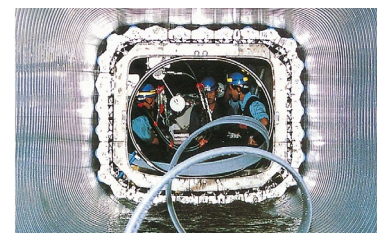
③ 新設 老朽化対策への市民の理解を醸成するため、下水道管理者による**維持管理状況（診断結果、対策内容等）の公表を義務化**

下水道の戦略的な再構築

＜構造の原則の明確化、計画的な改築の推進＞

改正の背景・必要性

- 大口径（2m以上）かつ管内水位が高い管路では、平時でも点検・修繕・改築が困難。
 - 災害・事故時には、迅速に機能を確保することが容易でなく、多数の地域住民に重大な影響。
- ⇒ **点検・修繕・改築や、災害・事故時に機能を維持するための応急措置の容易性を考慮した構造に再構築**する必要。



＜下水道管路の改築のイメージ＞
（老朽管の内側に新管を構築）

改正概要

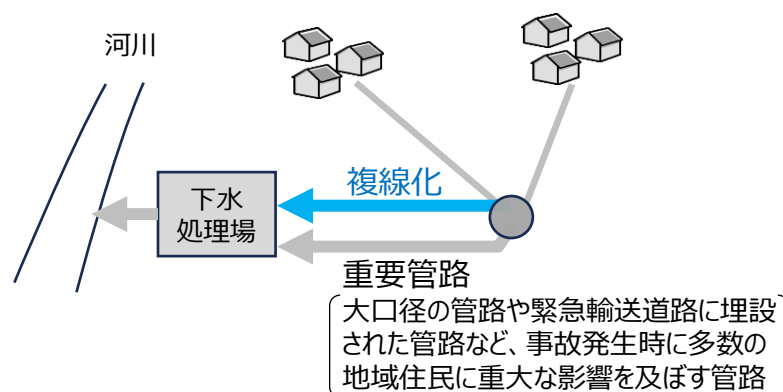
① **新設** 下水道の構造で考慮すべき原則を新たに追加

点検・修繕・改築や災害時の応急措置の容易性

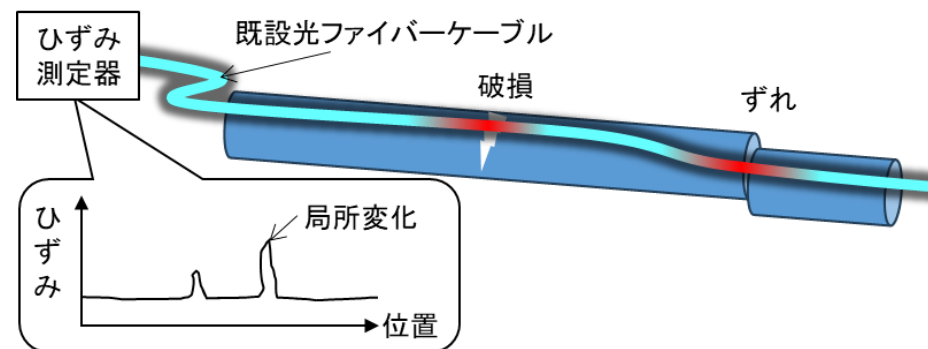
具体的構造基準は政令等で規定

（例）・重要管路（社会的影響の大きい大口径管路等）の複線化

・重要管路の異状を検知・可視化するセンサーの設置



＜複線化のイメージ＞



＜光ファイバーケーブルによる管路の異状検知のイメージ＞

② **新設** 計画的な改築を推進するため、**改築費用を含む収支見通しの作成・公表**を努力義務化

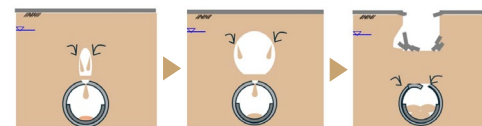
改正の背景・必要性

- 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」での議論では、**占用者と道路管理者の協力体制は現状では十分とはいえない**との指摘がなされた
(道路占用者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（上下水道、電気、ガスの事業者等））
- 道路や占用物件の維持・修繕に関する費用負担等について、現行制度では柔軟な取り決めを行うことが困難であり、**道路占用者と道路管理者が効率的かつ柔軟に連携して取組を進めることができないおそれがある**

道路空間を占用する各種施設



道路陥没のメカニズム例



埼玉県「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」最終報告書「シナリオ2」より
抜粋、一部改変

改正概要

下水道管理者と道路管理者の連携強化

下水道の点検に関し**道路管理者の協力が必要な事項**を下水道の事業計画に記載することができる制度を創設

(記載にあたっては道路管理者への協議か、法定協議会[※]での協議が必要) [※]道路管理者や道路占用者等で構成

- ▶ 路面下空洞調査の共同実施や地盤情報の提供等、下水道管理者の点検に道路管理者が協力

法定協議会の例
(地下占用物連絡会議)



道路占用者と道路管理者の連携強化

道路占用者と道路管理者が「**占用物件等維持修繕協定**」を締結できる制度を創設

- ▶ 道路や占用物件の維持・修繕に関する費用負担について、道路法上の規定に関わらず取り決めること等が可能に

路面下空洞調査

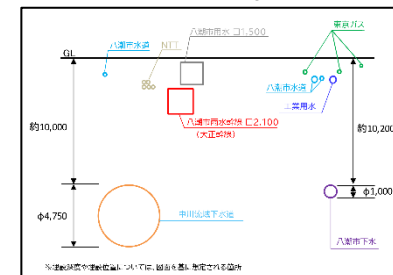


占用許可制度の見直し

改正の背景・必要性

- 占用手続きの中で**占用物の維持管理の内容を正確に把握できていない**
 - ・ 長期にわたって地下に埋設される占用物件の維持管理が適切に行われていなかった場合、道路利用者や道路交通に多大な影響が生じるおそれがある
- **地下施設の正確な位置情報把握ができていない**
 - ・ 事故発生時の即応に課題
 - ・ 今後、地下空間情報のデジタル化・統合化を進めるべきところ、竣工図面が道路管理者に共有される仕組みとなっていない

八潮の道路陥没箇所の地下埋設物の状況
(断面図)



埼玉県「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に関する復旧工法検討委員会」第1回資料より

改正概要

占用許可制度の見直し

電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管等の占用許可申請書の記載事項に**占用物件の維持管理に関する事項**を追加

- ▶ 道路管理者が占用物件の点検計画を把握可能に

道路の地下に埋設する占用物件について工事完了時の届出（**竣工図等の提出**）を義務付け

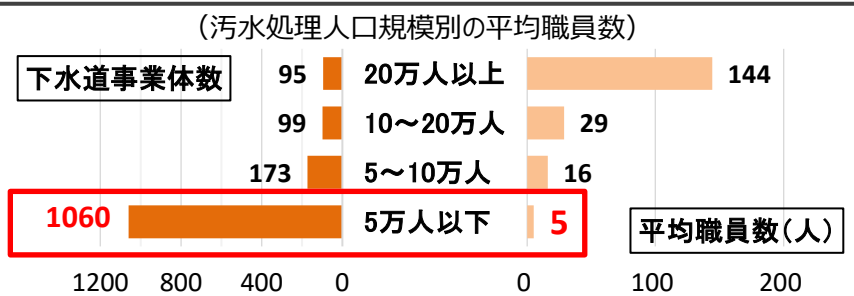
- ▶ 道路管理者が正確な位置情報を把握可能に

下水道の基盤強化・広域連携の推進

＜都道府県による広域連携推進計画の策定 等＞

改正の背景・必要性

- 現場の自治体職員数が減少する中、小規模団体が単独で維持管理や災害対応を行うことは困難。
- ⇒ 専門人材の確保、災害対応力の強化などの執行体制の強化や、事業の効率化が期待できる、**複数の自治体（下水道管理者）が一体となった広域連携による事業基盤の強化**が必要。



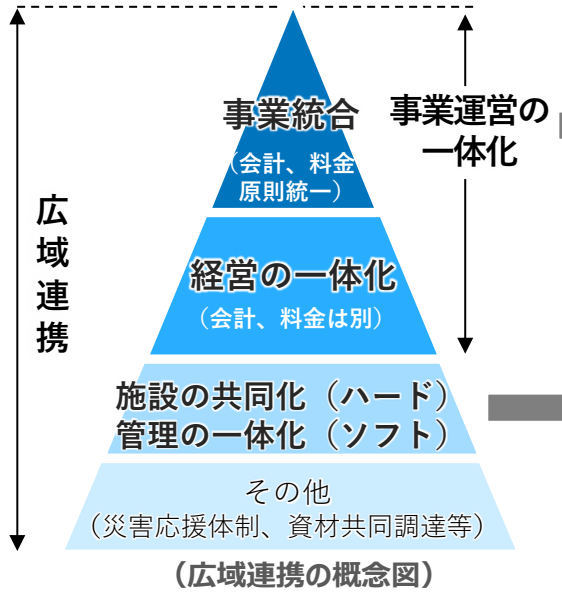
改正概要

国の基本方針を創設

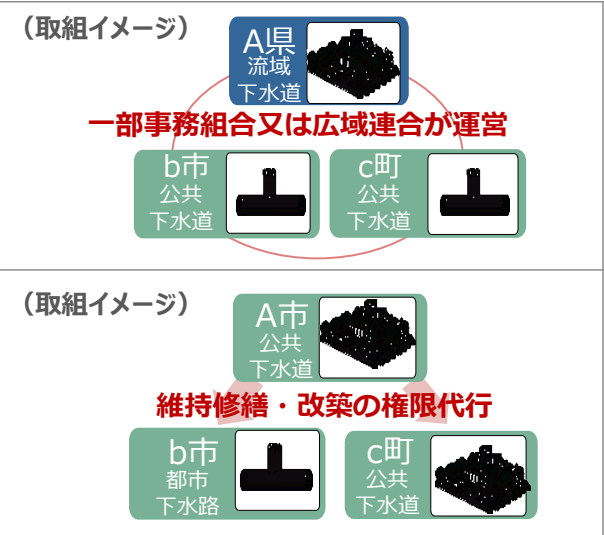
広域連携推進計画の策定(各都道府県)

- ・ 連携の対象区域
- ・ 対象区域の下水道の現況・将来の見通し
- ・ 具体的な連携方法、必要な施設整備の内容

従来の管理者の枠組みを超えた連携制度を拡充



- (本来は市町村が管理する)**公共下水道を都道府県(都道府県加入の一部事務組合等を含む)が管理**できる特例を創設



- 管理者間の**協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行**できる制度を創設 (連携協力下水道制度)

- 災害・事故時の連携では、都道府県による公共下水道の復旧代行制度を創設するとともに、国・自治体など関係者の**連携協力の責務**を明確化
- 将来の改築のための資金を含む**下水道使用料の算定の考え方**を明確化
- 基本方針に基づき、下水道管理者による**先端的な技術(DX)の活用**を推進

下水道区域の見直しの手続の明確化

改正の背景・必要性

○ 今後、下水道の既整備区域では人口密度の低下に伴い、下水道から浄化槽に転換するニーズが増加することが見込まれる。

⇒ 将来の人口減少等を踏まえた下水道区域の廃止・縮小を行う場合の手続を明確化することが必要

〈自治体における転換のニーズの例〉

■ 石川県珠洲市における転換の例（若山処理区と宝立処理区）

石川県珠洲市

- 能登半島地震により被害が甚大だった下水道区域の復旧にあたり、浄化槽区域への転換を計画中

静岡県南伊豆町

- 漁業集落排水から浄化槽への転換を実施済み
- 整備済みの下水道区域における浄化槽への転換に向けて検討を開始



■ 仮設浄化槽の設置による応急復旧
(今後、公共浄化槽での本格復旧を予定)



改正概要

- 人口減少など自然的・経済的・社会的条件を考慮して、下水道区域を廃止・縮小する場合の手続を明確化。
 - 下水道を廃止する際は、**あらかじめ使用者の同意を得た上で、廃止する区域及び時期を公示。**
 - 公示した区域では、下水道の廃止前でも**下水道への接続義務を適用除外とし、浄化槽への転換工事を可能に。**